



お問合せ

役 場	☎388-1111 FAX387-5816	笠松中央公民館	☎388-3231 (町体育協会事務局)
福祉健康センター	☎388-7171	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
福 祉 会 館	☎387-1121	松 枝 公 民 館	☎387-0156
こ ど も 館	☎388-0811	総 合 会 館	☎387-8432
学校給食センター	☎387-5321	歴 史 未 来 館	☎388-0161
		ふらっと笠松	☎388-2355



胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診(集団検診)

★健康ポイント対象事業

胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診(集団検診)を実施します。昨年度(乳がん検診は平成29年度)受診した方や、申込みをされた方には、案内を送付します。

なお、申込みをされていない方で、検診を希望される方は、健康介護課までご連絡ください。

【対 象 者】今年度40歳以上の方(昭和55年4月1日以前に生まれた方)

【日 程】

月日(曜日)	場 所
9月 12日(木)	福社会館
26日(木)	
10月 2日(水)	総合会館
17日(木)	
29日(火)	福祉健康センター
11月 8日(金)	
19日(火)	
25日(月)	

【受付時間】午前8時45分～10時30分

※11月8日(金)は肺がん・大腸がん・乳がん検診のみ午後(午後1時30分～3時30分)も実施します。

【検診自己負担金】

	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	乳がん検診
40歳～69歳	700円	300円	無料	700円
70歳以上			300円	(今年度41歳の方は無料)

※今年度40～69歳の方の大腸がん検診および、今年度41歳の方の乳がん検診は無料です。検診時に無料クーポン券をお持ちください。

【問 合 先】健康介護課 ☎388-7171



家屋を新增築、取り壊しをしたときは届け出を

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

家屋の新增築や取り壊し、用途変更があったときは、お早目に税務課まで次の届け出をしてください。

特に家屋の一部または全部を取り壊したときは、速やかに「家屋取壊届出書」の提出をお願いします。この届け出がないと、家屋を取り壊したという確認ができないため、翌年度以降も課税される場合がありますので、必ず届け出をしてください。

■届け出が必要な時とその届出書など

こんなとき	家屋の所有者	土地の所有者
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	・新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 (未登記の場合は「未登記家屋取得届出書」も必要です)	・住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	・家屋取壊届出書	・住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	・家屋取壊届出書	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	・家屋用途変更届出書	・住宅用地認定申告書
(5) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	・家屋取壊届出書 ・固定資産税減免申請書	・被災住宅用地の特例適用申告書
(6) 未登記家屋の所有者を変更するとき	・未登記家屋取得届出書	

※登記された家屋を取り壊した場合は、別途、法務局で滅失登記をする必要があります。

【問 合 先】税務課 ☎388-1112

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社

岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本 社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288番1
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367